

岩手県告示第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和6年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 和賀郡西和賀町
- 2 基本測量を実施する期間 令和6年4月19日から令和7年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 空中写真撮影